移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

令和2年6月5日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

● 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)」に基づき、**移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認を実施**。

対象事業者	MVNO ^{※1} 及び二種指定設備設置事業者 ^{※2} ※1 MVNOの事業者団体であるテレコムサービス協会 MVNO委員会を意見聴取の主な対象とした。※2 NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning (全国BWA事業者は、令和元年12月24日施行の告示により二種指定事業者となっている。)
確認項目	将来原価方式の導入、全国BWA事業者の二種指定及び5Gの導入の中でのネットワーク提供 の条件等
確認方法	各種委員会及び研究会でのヒアリング及び個別の意見聴取により確認を実施。

確認結果及び対応方針<1/2>

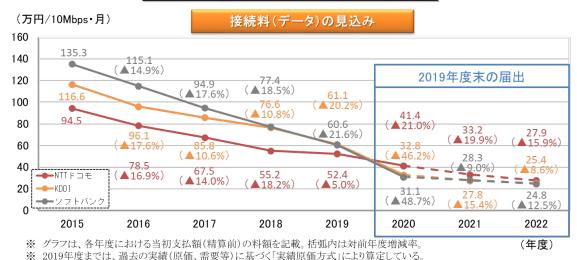
1 将来原価方式における予測値算定方法の適正性について

の向上が図られている。

- 2020年度に適用される接続料(データ伝送交換機能)については、次のとおり適正性
 - ① MVNOにおける予見性確保等のため、<u>合理的な将来予測に基づく「将来原</u> 価方式」が導入(2019年1月27日施行)され、3年度分の接続料が算定。

確認結果

- ② 全国BWA事業者(WCP、UQ)の二種指定(2019年12月24日施行)により、電 波利用の連携サービスに係る接続料がグループ内で共同して算定。
- ③ MVNOにおいても5Gサービスの提供が可能となるよう、4G・5G一体の接続料が算定。
- 今般の届出によると、**接続料は引き続き減少し続ける見通し**。



• 将来原価方式においては、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法については、二種指定事業者に委ねられている。今般の届出を確認したところ、<u>予測対象年度の見込みの反映の程度に差異が見られる等、予測値算定</u>方法の適正性確保について、課題が認められる状況。

対応方針

予測と実績の乖離は生じ得るとして も、それが大きいとMVNOの経営に大 きな影響を与えることとなる。

予測値算定の適正性を向上させる ため、以下の課題等について、今後 検討を進める(本年5月22日、「接続料 の算定等に関する研究会」において 論点提示。)。

- 予測値の算定に大きな影響を与える基礎的な情報の提出等、予 測対象年度における見込みの適切な反映、過去の実績値からの 適切な推計の確保
- 予測値の算定方法のMVNOの情報開示について、<u>予測と実績の</u><u>乖離をMVNOにおいても自らの</u>努力により予想できるようにする観点からの開示内容の具体化

垒

確認結果及び対応方針<2/2>

2 5G導入当初におけるMVNOへの機能開放について

本年3月に開始された5Gサービスについて、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても早期に利用者への提供を開始できるようにすることが重要。

確認結果

(1)MVNOへの早期の機能開放の実現

昨年12月、二種指定事業者に対し、<u>自らが利用者向けに5Gサービスの提供を</u> 開始するのと同時期に、MVNOに対して5Gサービスの提供に係る機能開放を行 うこと、具体的な機能開放時期、提供エリア、通信速度、設備改修、ネットワーク 試験等、5Gサービスの提供に必要な情報をMVNOに対して速やかに提供する こと等を要請。

➤ 二種指定事業者各社においては、MVNOへ早期の機能開放に向け、 MVNOへの情報提供、MVNOとの事前協議、必要な接続約款変更等 を実施している。

(2) 適切な接続料設定の確保

本年3月、**5G導入当初における接続料**について、<u>4G・5G一体として設定して差し支えない</u>としつつ、4G単独で設定する場合と比べて相当程度高額となることが考えられ、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性があることから、**総務省において検証を行うこととし、所要のデータ提供等を要請**。併せて、接続料等に5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じ適切に説明するよう要請。

▶ 各社とも、5Gサービス開始当初、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を下回ることになる見込み。

MVNOへの早期の機能開放について、<u>引き続き、二種指定の対応状況</u> について注視していく。

対応方針

▶ 引き続き、接続料を4G・5G一体として設定すること、また、接続料等に対し、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じて適切に説明がなされているか、注視していくことについて、検討を進める(本年5月22日、「接続料の算定等に関する研究会」において論点提示)。

(参考)第二種指定電気通信設備制度

- 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系) 第二種指定電気通信設備制度(移動系) 雷波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的 規制根拠 設備の不可欠性(ボトルネック性) に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力 都道府県ごとに 業務区域ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること 指定要件 NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、 NTT東日本・西日本を指定(1998年) 沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定 ■接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 接続関連 規制 ■接続会計の整理・公表義務 ■ 接続会計の整理・公表義務 (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務 算定・検証の仕組み 算定 検 証 接 適正原価+適正利潤を超えない額 算定根拠の総務大臣への提出 続 (電気通信事業法施行規則(2016年5月)) (電気通信事業法第34条3項2号)

料

接続会計の整理・公表義務

(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

接続料の算定方法

(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

(参考)接続料算定方法

- 第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その設定対象機能 (アンバンドル機能)や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則、電気通信事業法施行規則等で規定されている。
- 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

1 アンバンドル機能

- 電気通信事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

2 接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定されている。



電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

(参考)接続料の算定方法(二種接続料規則)

原価

二種接続会計「移動電気 通信役務収支表」の費用に 基づいて算定

<u>設備管理運営費</u>※

対象設備等に係る<u>費用</u> の額を基礎として算定

二種接続会計規則 「移動電気通信役務 収支表」の費用を基礎 として算出

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定

※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース × 他人資本比率 × 他人資本利子率

正味固定資産価額*+繰延資産+投資その他の資産+貯蔵品+運転資本・

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定さ

れた額

+

繰延資産、投資その他 の資産及び貯蔵品の額 のうち、第二種指定電気 通信設備の管理運営に 不可欠であり、かつ、収 益の見込まれないものを 基礎として算定 設備管理運営費(減 価償却費、固定資産 除却損及び租税公課 相当額を除く。)× (機能の提供から接 続料収納までの平均 的な日数/365日) 負債の額が 負債資額に 計の割合の 実績値を基 礎として算 有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利子率及び 有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び 有利子負債以外の負債が負債の台計に占める比率により加重平 均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な 資産に対する資金運用を行う 場合に合理的に期待し得る利 回りを勘案した値として総務 大臣が別に告示する値

+

自己資本費用 = レートベース

自己資本

自己資本比率(1-他人資本比率) ×

<u>自己資本利益率</u>

期待自己資本利益率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利+<u>β</u>×(主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利)

X

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

+

利益対応税=(自己資本費用+レートベース×他人資本比率×<u>有利子負債以外の負債比率</u>×利子相当率)×<u>利益対応税率</u>

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要※

(通信料等の実績値)

データ伝送交換機能の接続料 の場合は、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

(参考)接続料の適正化の経緯

2000年 電気通信審議会答申 [IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について](12月)

■ 第二種指定電気通信設備制度の創設

→「電気通信事業法」改正(2001年6月)

- ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
- ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
- → NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、WCP(2019年)、UQ(同年)を指定
- 2007年 日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)
 - データ接続料(帯域幅単位)の届出開始
- 2009年 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)
 - 接続料算定方法の整備
 - ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
 - ・原価から営業費を除外
 - ■接続会計の導入
 - ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入

- → 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」 策定(2010年3月)
- →「電気通信事業法」改正(2010年12月)、 「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)
- 2011年 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)
 - 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%)
- →「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)
- 2014年 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)
 - ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化 (アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法)

- →「電気通信事業法」改正(2015年5月)、 「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)
- 2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)
 - 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化

→「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)

- 2017年 「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート(8月)
 - データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等) → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)
- 2019年 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(4月)及び「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(9月)
 - 全国BWA事業者指定に係る制度改正
 - データ伝送交換機能における将来原価方式導入

- →「電気通信事業法施行規則」等改正(2019年9月)
- →「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2020年1月)

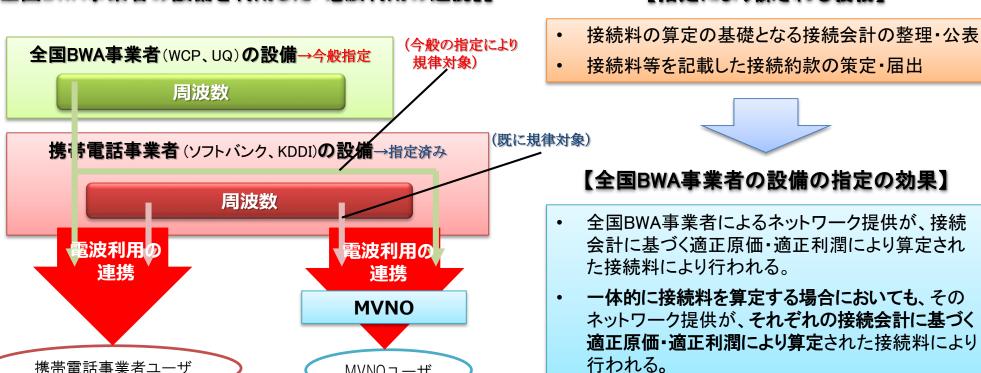
(参考)第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

- □ 電気通信事業法では、設備に接続される端末のシェアが一定規模(10%)を超えるMNOに、総務大臣の指定 により、接続料等についての接続約款の策定・届出義務等を課す「第二種指定電気通信設備制度」が規定さ れている。
- □ 全国BWA事業者2社(WCP、UQ)の設置する設備に接続される端末のシェアが10%を超えたため、当該2社 の設備を同制度の適用対象として指定。
 - ※ 指定に合わせ、携帯電話事業者と一体の接続料算定を可能とする等の省令改正を実施。
 - ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2019年9月27日に公布。同年12月24日に施行。

MVNOユーザ

【全国BWA事業者の設備を利用した「電波利用の連携」】

【指定により課される義務】



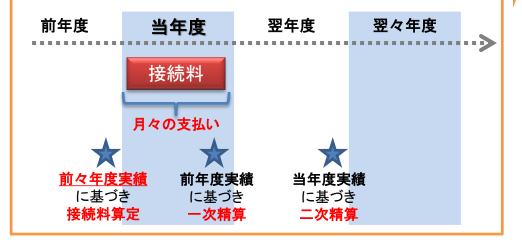
(参考)将来原価方式の導入

- □ 従来、データ通信接続料は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定。
- □ MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年 度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。
 - ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

- ① 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ **複数年度の接続料が算定**されることで、 予見性の一層の向上が期待。

